

企業会計移行後の決算における農業集落排水事業及び
公設浄化槽事業の現状と課題について

令和7（2025）年10月

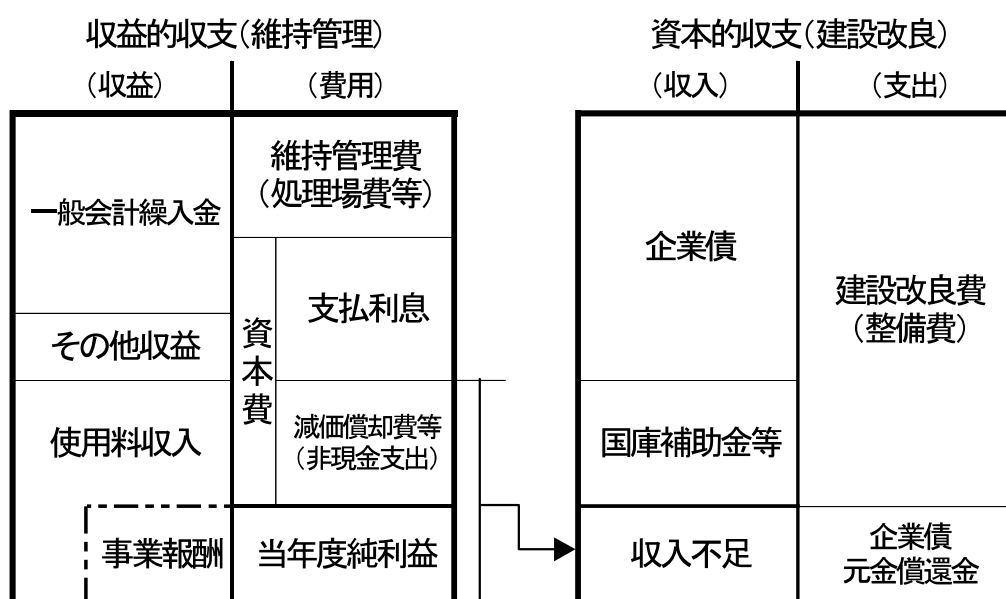
早稲田大学

佐藤 裕弥

1. 地方公営企業会計制度と健全経営の基本的な仕組み

- 適正利潤＝事業報酬＝当年度純利益の理論
- 適正使用料＝原価＋適正利潤

（１）決算書と当年度純利益の関係



（２）公営企業における利益とは「公共的必要余剰」

- ① 民間企業の利益は「もうけ」
- ② 公営企業の利益は「資本的支出の財源」
 - 資本的支出とは「建設改良費」と「企業債の償還」の財源＝公営企業は利益（公共的必要余剰）がなければ持続できない。
- ③ 法律（地方公営企業法）も利益計上を前提としている。

＜参考＞

● 地方公営企業法

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。→**損益計算書の適正な作成を要求**

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理しなければならない。→**貸借対照表の適正な作成を要求**

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない→**「健全な運営」として公共的必要余剰の計上を要求**

● 下水道法

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

2. 農業集落排水事業及び公設浄化槽事業の令和6年度決算状況

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における汚水及び雨水処理
農業集落排水事業	農業集落における汚水処理
公設浄化槽事業	市が整備する浄化槽による汚水処理

- ・ 両事業ともに当年度純損失を計上

(参考) 令和6年度決算状況(セグメントごとの営業収益等)

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

項 目	公共下水道事業	農業集落排水事業	公設浄化槽事業	合 計
営 業 収 益	6,687,534,117	274,112,443	10,699,311	6,972,345,871
営 業 費 用	7,169,457,684	479,620,992	15,021,081	7,664,099,757
営 業 損 益	△481,923,567	△205,508,549	△4,321,770	△691,753,886
経 常 損 益	270,126,380	△22,497,736	△825,117	246,803,527
特 別 利 益	88,000	13,617,000	0	13,705,000
特 別 損 失	1,661,450	13,615,998	0	15,277,448
当 年 度 純 損 益	268,552,930	△22,496,734	△825,117	245,231,079
セグメント資産	108,767,401,331	7,162,860,845	95,638,009	116,025,900,185
セグメント負債	52,575,487,770	3,647,403,222	96,110,237	56,319,001,229
その他の項目				
他会計繰入金	3,006,509,000	373,591,000	7,102,000	3,387,202,000
長期前受金戻入	966,978,289	104,120,705	1,993,154	1,073,092,148
減価償却費	4,192,271,460	265,694,657	4,599,371	4,462,565,488
固定資産増加額	2,243,395,568	1,065,513	0	2,244,461,081

損益計算書(税抜き)					(単位:円)
【全セグメント及び 各セグメント内訳】		R6決算 (全セグメント)	(各セグメント内訳)		
			(公共下水道)	(農集排)	(公設浄化槽)
営業収益					
	下水道使用料	4,193,638,178	4,119,907,444	67,635,933	6,094,801
	他会計負担金	2,765,409,000	2,554,691,000	206,118,000	4,600,000
	受託事業収益	7,812,273	7,812,273	0	0
	その他の営業収益	5,486,420	5,123,400	358,510	4,510
	営業収益 計	6,972,345,871	6,687,534,117	274,112,443	10,699,311
営業費用					
	管渠費	331,780,282	312,624,968	19,155,314	0
	ポンプ場費	155,792,364	155,792,364	0	0
	処理場費	253,458,411	147,902,744	105,555,667	0
	普及費	50,905,336	50,905,336	0	0
	浄化槽費	8,726,103	0	0	8,726,103
	受託事業費	7,673,110	7,673,110	0	0
	業務費	186,100,054	182,519,954	3,284,317	295,783
	総係費	304,246,281	216,915,420	85,931,037	1,399,824
	流域下水道管理費	1,898,641,819	1,898,641,819	0	0
	減価償却費	4,462,565,488	4,192,271,460	265,694,657	4,599,371
	資産減耗費	4,210,509	4,210,509	0	0
	営業費用 計	7,664,099,757	7,169,457,684	479,620,992	15,021,081
営業利益(△営業損失)		△ 691,753,886	△ 481,923,567	△ 205,508,549	△ 4,321,770
営業外収益					
	受取利息及び配当金	4,553,500	4,553,500	0	0
	他会計負担金	243,939,000	217,787,000	25,218,000	934,000
	他会計補助金	82,655,000	0	81,087,000	1,568,000
	長期前受金戻入	1,073,092,148	966,978,289	104,120,705	1,993,154
	雑収益	28,948,379	28,948,379	0	0
	営業外収益 計	1,433,188,027	1,218,267,168	210,425,705	4,495,154
営業外費用					
	支払利息及び企業債取扱諸費	422,433,481	399,653,280	21,932,252	847,949
	貸倒引当金繰入額	69,700	69,700	0	0
	雑支出	72,127,433	66,494,241	5,482,640	150,552
	営業外費用 計	494,630,614	466,217,221	27,414,892	998,501
経常利益		246,803,527	270,126,380	△ 22,497,736	△ 825,117
特別利益					
	固定資産売却益	88,000	88,000	0	0
	その他特別利益	13,617,000	0	13,617,000	0
	特別利益 計	13,705,000	88,000	13,617,000	0
特別損失					
	固定資産譲渡損	0	0	0	0
	過年度損益修正損	15,277,448	1,661,450	13,615,998	0
	特別損失 計	15,277,448	1,661,450	13,615,998	0
当年度純利益 (△当年度純損失)		245,231,079	268,552,930	△ 22,496,734	△ 825,117
前年度繰越利益剰余金 (△欠損金)		387,149,057	387,149,057	0	0
当年度未処分利益剰余金 (△当年度未処理欠損金)		632,380,136	655,701,987	△ 22,496,734	△ 825,117

● 地方公営企業会計の全部適用

農業集落排水事業及び公設浄化槽事業の企業会計移行

①（令和 6 年）4 月から、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業に地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業と併せて上下水道事業管理者の下で一括管理することとし、スムーズな移行に努めた。

②農業集落排水事業では、農村集落における汚水処理による生活環境の向上を目的として、乙部地区、太田地区、飯岡地区及び巻堀地区で 7 施設が稼働しており、処理施設及び管路 施設の保守点検や故障設備の修繕等の維持管理に努めている。また、汚泥は盛岡地区衛生処理組合（巻堀地区は盛岡北部行政事務組合）で肥料化し、農地還元を図った。

③公設浄化槽事業では、玉山地域の公共下水道全体計画区域及び農業集落排水事業巻堀地区を除く区域において、生活環境の保全、公衆衛生の向上、浄化槽の適正な機能確保への寄与を目的として、126 基の浄化槽を整備した。整備事業は平成 27 年度をもって完了し、令和 6 年度現在は 125 基（令和 3 年に 1 基廃止）の適正な維持管理に努めた。

（出所）令和 6 年度 盛岡市上下水道事業会計決算書、17 頁より作成

● 経営指標

ア 公共下水道（単位：％）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	102.11	103.14	103.54
経 費 回 収 率	100.03	100.03	100.03
有形固定資産減価償却率	41.88	43.54	45.24
管渠老朽化率	7.14	7.30	7.54

イ 農業集落排水事業（単位：％）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	-	-	95.56
経 費 回 収 率	-	-	30.83
有形固定資産減価償却率	-	-	3.76

ウ 公設浄化槽事業（単位：％）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	-	-	94.85
経費回収率	-	-	57.66
有形固定資産減価償却率	-	-	5.47

→ 「経営戦略」（改訂版）に経費回収率の向上策を記載することが要件化

（参考）農業集落排水事業及び公設浄化槽事業の取扱い

令和6年度から企業会計に移行した両事業については、令和7年度を初年度とする今回の「上下水道ビジョン（基本計画及び経営戦略）」の策定では、官庁会計方式で策定した内容を掲載するとともに、企業会計移行後最初の決算が判明する令和7年度に、改めてビジョンの改定を行う。併せて、適正な受益者負担の観点から、令和7年度以降、使用料見直しの検討を行うこととする。

（出所）全員協議会資料 令和6年6月20日 盛岡市上下水道局

3. 使用料の適正化検討の必要性

- 農業集落事業及び公設浄化槽事業は、令和6年4月1日に地方公営企業法を全部適用し、企業会計に移行
 - 令和6年度決算（農業集落）：当年度純利益 △22,496,734 円
 - 令和6年度決算（公設浄化槽）：当年度純利益 △825,117 円
- 両事業とも、事業効率が低い農村部等の生活環境の保全を目的とした事業
- 使用料収入の改定のみで独立採算と一般会計繰入金繰入による適切な受益者負担の観点から使用料適正化検討の必要性
- 公共下水道、農業集落排水事業、公設浄化槽については、その事業の本質は同じ汚水処理事業
 - 同一使用料の可能性（？） ※下水道使用料は改定
- 汚水処理方式と投資額および使用者数の違いをどのように考えるのか？

(参考) 現行使用料

① 公共下水道

(1 か月分/税込)

汚水の 種類	基 本 使用料	従量使用料 (1 m ³ につき)						
		第 1 段	第 2 弾	第 3 弾	第 4 弾	第 5 弾	第 6 弾	第 7 弾
一 般 汚 水	1,287 円	1～5 m ³ 66 円	6～10 m ³ 77 円	11～15 m ³ 132 円	16～20 m ³ 143 円	21～25 m ³ 176 円	26～30 m ³ 198 円	31 m ³ 以上 275 円
公衆浴 場汚水	1,287 円	1 m ³ につき 28 円						
臨 時 汚 水	—	1 m ³ につき 376 円						

※算出例 (1 か月/税込)

汚水排出量	使用料
10 m ³	2,002 円
20 m ³	3,377 円
30 m ³	5,247 円
40 m ³	7,997 円
50 m ³	10,747 円

② 公共下水道（家事用井戸水）

（1 か月／税込）

世帯人数	使用料	
	専用	併用
1 人	1,617 円	165 円
2 人	2,002 円	330 円
3 人	2,662 円	522 円
4 人	3,377 円	715 円
5 人	4,257 円	1,045 円
6 人	5,247 円	1,375 円
7 人	6,622 円	1,732 円
8 人	7,997 円	2,090 円

③ 農業集落排水事業

基本額 1,467 円／戸 ＋ 世帯加算額 434 円／人 （1 か月／税込）

※算出例 （1 か月／税込）

世帯員	使用料
1 人	1,901 円
2 人	2,335 円
3 人	2,769 円
4 人	3,203 円
5 人	3,637 円

④ 公設浄化槽

（1 か月／税込）

人槽区分	使用料
5 人槽	3,982 円
6～7 人槽	4,505 円
8～10 人槽	5,133 円
11～15 人槽	5,448 円
16～20 人槽	6,076 円
21～25 人槽	7,648 円
26～30 人槽	8,800 円

4. 汚水処理事業全体の整備手法の見直し検討の必要性

【農業集落排水事業】

- 農業集落排水施設は、農業地域の生活改善、農業用排水排水及び公共用水域の水質保全等に関する役割を担う
- 現在 7 地区（太田地区、太田第二地区、上飯岡地区、下飯岡地区、乙部地区、乙部第二地区、巻堀地区）で事業完了・供用開始
- そのうち、最も古い太田地区及び乙部地区は、平成 2 年度の供用開始から 35 年が経過しており、最も新しい巻堀地区でも平成 12 年度の供用開始から 25 年が経過→老朽化問題の懸念
- 一般会計繰入依存
- 使用料収入 < 維持管理費 ※「独立採算制」(?)

→ 公共下水道への接続替えや浄化槽の切替え可能性の検討へ

【公設浄化槽事業】

- 公設浄化槽は、玉山地域の公共水域の水質保全や公衆衛生の向上を目的として、平成 20 年 4 月から市が設置主体となり、浄化槽の整備・普及を行い、平成 27 年度をもって事業完了
- 平成 28 年度以降は、既設浄化槽 125 基の維持管理
- 一般会計繰入依存
- 使用料収入 < 維持管理費 ※「独立採算制」(?)

→ 使用者個人への譲渡（個人管理への引継ぎ）の可能性検討へ

5. 国土交通省「分散型水循環システム」の実証研究の開始（令和 7 年度）

- 飲料水供給
- 汚水排水処理
- ※ 中山間部、人口減少集落などの地域への導入推進検討（~~後出資料~~）

<実証事業>

人口減少やインフラ老朽化が進む中で、強靱で持続可能な上下水道の構築を目指して分散型システムに関する技術を開発するため、上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Cross）で以下の技術の実規模実証を行うもの